

平成16年4月1日
制 定

最近改正 平成29年1月16日

(趣旨)

第1条 情報・システム研究機構組織運営規則第26条に基づく事務局の事務分掌については、この規程に定めるものとする。

(総務課の事務分掌)

第2条 総務課に、その事務を分掌させるため、次の2係を置く。

一 総務係

二 人事・労務係

2 総務係においては、次の事務を分掌する。

一 役員の秘書業務に関する事

二 役員会の運営に関する事

三 経営協議会の運営に関する事

四 教育研究評議会の運営に関する事

五 研究所長会議の運営に関する事

六 その他機構本部諸会議の運営に関する事(他の部署が分掌するものを除く。)

七 法人印の制定及び管守に関する事

八 文書の接受, 発送, 浄書及び保存に関する事

九 機構本部職員の出張及び海外渡航に関する事

十 機構本部職員の勤務時間管理に関する事

十一 機構の共催, 後援等の事務に関する事

十二 機構の登記事務に関する事

十三 役員の任命及び解任並びに公表事務に関する事

十四 代理人の選任に関する事

十五 経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の委嘱に関する事

十六 職員研修の企画立案及び実施に関する事(他の部署が所掌するものを除く。)

十七 機構の内部通報の事務に関する事

十八 機構の要覧, 概要の作成事務に関する事

十九 機構の情報公開の事務に関する事

二十 機構の個人情報保護の事務に関する事

二十一 機構における広報の実施(他の部署が所掌するものを除く。)及び各研究所との広報に係る連絡調整に関する事

二十二 機構のホームページの作成・公開及び広報資料の作成に関する事(他の部署が所掌するものを除く。)

二十三 機構本部の規則集の管理に関する事

二十四 係の業務に関する諸規則の制定及び改廃の原案作成に関する事

二十五 所掌事務の調査統計及び報告に関する事

二十六 その他, 他の課, 係に属さない業務に関する諸規則の制定及び改廃の原案作成事務に関する事

3 人事・労務係においては、次の事務を分掌する。

一 職員の任免等の発令, 懲戒及び服務関係事務に関する事

二 職員の採用及び人事交流の企画及び調整に関する事

三 役員の報酬等の支給基準制定事務に関する事

四 就業規則の制定事務に関する事

五 職員の給与, 退職手当等の支給基準制定事務に関する事

- 六 職員の給与等の決定に関する事
- 七 職員の勤務時間、休暇、休日等の基準制定事務に関する事
- 八 労働協約等の締結事務に関する事
- 九 職員の評価、勤務評定に関する事
- 十 労働安全衛生法に基づく衛生管理事務に関する事
- 十一 不当労働行為等に関する事
- 十二 ハラスメントの防止に関する事
- 十三 名誉教授の称号授与に関する事
- 十四 文部科学省共済組合大学共同利用機関法人情報・システム研究機構支部に係る共済事務（支払事務を除く。）に関する事
- 十五 雇用保険・社会保険事務に関する事
- 十六 職員の労働災害の申請事務に関する事
- 十七 職員の人事記録に関する事
- 十八 労働者名簿に関する事
- 十九 労働組合に関する事
- 二十 人事給与統合システムの管理運用（給与機能を除く。）に関する事
- 二十一 その他労働基準法等に係る事務に関する事
- 二十二 役員及び職員の兼業に関する事
- 二十三 栄典・表彰に関する事
- 二十四 役員及び職員の福利厚生に係る事務に関する事
- 二十五 所掌事務の調査統計及び報告に関する事
- 二十六 係の業務に関する諸規則の制定及び改廃の原案作成事務に関する事
（財務課の事務分掌）

第3条 財務課に、その事務を分掌させるため、課長補佐、専門員及び次の2係を置く。

- 一 財務係
 - 二 決算・経理係
- 2 課長補佐は、課長を補佐するとともに、次の事務を分掌する。
- 一 施設整備に関する総括及び連絡調整に関する事
 - 二 施設整備費補助金の概算要求に関する事
 - 三 施設等の整備及び維持保全に関する事
 - 四 エネルギー管理・省エネルギーに関する事
 - 五 所掌事務に関する調査統計及び報告に関する事
- 3 専門員は、課長の命を受け専門の事項を処理する。
- 4 財務係においては、次の事務を分掌する。
- 一 会計事務に関する総括及び各研究所との連絡調整に関する事
 - 二 中期計画及び年度計画に定める予算、収支計画及び資金計画に関する事
 - 三 機構の予算要求の取り纏め及び調整に関する事(他の部署が所掌するものを除く。)
 - 四 機構の予算の配分及び管理に関する事(他の部署が所掌するものを除く。)
 - 五 物品及び役務等の契約、納品及び検収に関する事
 - 六 固定資産の管理及び処分に関する事
 - 七 職員宿舎に関する事
 - 八 財務会計システムに関する事
 - 九 債権及び債務の管理に関する事(他の部署が所掌するものを除く。)
 - 十 財務課の業務に関する委員会に関する事
 - 十一 借用施設の管理に関する事
 - 十二 防火・防災に関する事
 - 十三 財務課の業務に関する諸規則の制定及び改廃の原案作成事務に関する事
 - 十四 所掌事務の調査統計及び報告に関する事
 - 十五 その他、財務課の他の所掌に属さない業務に関する事
- 5 決算・経理係においては、次の事務を分掌する。

- 一 月次・年次決算に関すること
 - 二 債権及び債務の管理に関すること
 - 三 収入及び支払に関すること
 - 四 現金及び有価証券の出納保管に関すること
 - 五 資金運用及び資金管理に関すること
 - 六 計算証明に関すること
 - 七 文部科学省共済組合大学共同利用機関法人情報・システム研究機構支部に係る共済事務（支払事務に限る。）に関すること
 - 八 旅費及び謝金に関すること
 - 九 所掌事務に関する調査統計及び報告に関すること
 - 十 税務申告に関すること
 - 十一 係の業務に関する諸規則の制定及び改廃の原案作成事務に関すること
 - 十二 その他、決算・経理に関すること
- (係長及び主任)

第4条 第2条から第3条に定める係に係長を置く。

- 2 前項に定める係に主任を置くことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程第4条に定める事項は、平成22年3月31日まで存続するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。